

当社退職者各位

(株)日情秋田システムズ

雇用管理情報取扱いに関する通知

(株)日情秋田システムズ(以下「会社」という)が取得・保有する個人情報のうち、退職者の雇用管理に関する個人情報(以下「雇用管理情報」という)についての取扱いを下記のとおり通知します。

1. 雇用管理情報の取扱いに関する基本方針

会社は、退職者の雇用管理情報を取扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)、および会社規則に定める規定に従って適性を取扱う。

2. 会社が取得・保有する個人情報

区分	内容
人事・労務管理情報	氏名、氏名No、生年月日、性別、住所、電話番号、所属、職位、職郡、職種、資格、家族情報、評価情報、業務目標、表彰、懲戒、学歴、職歴、所属歴、異動等に関する本人申告情報、退職金情報 等
給与情報	基本賃金関連、手当関連、諸給付、賞与、勤務状況、給与等振込先口座、所得税、住民税 等
教育・研修、能力情報	教育・研修受講歴、受講報告書、発表論文、保有資格 等
福利厚生情報	財形貯蓄、日情秋田システムズ社員持株会、グループ保険、住宅ローン、特別弔慰金・見舞金 等
社会保険情報	健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険 等
健康保険情報	健康診断結果情報(定期・成人病・雇入れ等)、休職等に係る健康情報 等
その他	所得税源泉徴収および雇用促進に必要な心身の障害に関する情報、知的財産権に関する情報、社有車使用管理に関する情報、業務上災害に関する情報 等

3 . 利用目的

(1) 雇用管理情報に関する利用目的を次のとおり特定する。

なお、利用目的を変更する場合は、別途その利用目的を通知または公表する。

退職者に対する会社からの案内等の送付のため

在職中における勤務・給与・健康情報などの記録を管理するため

社会保険関係に係る各種問い合わせに対応するため

企業年金の支給などのため

その他上記に付随する退職者管理を実施するため

(2) 上記の利用目的を超えて会社が退職者の雇用管理情報を利用する場合は、別途その利用目的を通知または公表し、退職者からの同意を得るものとする。

4 . 第三者への提供等について

会社は、下記の場合、書面による送付、データ等電子媒体の送信、または口頭等の手段により、上記 2 . に記載の雇用管理情報を、第三者に提供、委託および第三者と共同して利用（以下「共同利用」という）することがある。

(1) 個人情報保護法第23 条第1 項第1 号ないし第4 号に該当する場合。具体的には次のとおり。
法令に基づく場合。

人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合。

公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合。

国の機関、地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(2) 上記 3 . (1) の利用目的を達成するために必要な範囲において、第三者に提供、委託および共同利用する場合。この場合「第三者」とは、日立グループ各社および福利厚生制度を運用する上で提供を必要とする金融機関、国・地方公共団体・官公庁、人事異動および人員配置を検討・実施する上で、その都度関係する企業・団体などをいう。

5 . 退職者の権利などについて

- (1) 退職者は会社に対して、一定の手続きにより、会社が保有する自己の個人データの開示を求めることが出来る。ただし、開示を求められた個人データのうち、次に該当する項目については、開示しない。
- 人事異動・格付・育成計画・採用選考等の判断過程における個人データ
 - 退職者の評価・格付けに関わる個人データ
 - (ただし、処遇制度における評価に関するフィードバック項目を除く)
 - その他開示することで業務の適正な実施に支障をきたすと会社が判断する個人データ
- (2) 会社が開示した結果、誤った個人データがあった場合、退職者は会社に対して、訂正または削除を求めることができる。ただし、会社規則に反する場合、法令に定めがある場合などは、訂正または削除を行わないことがある。
- (3) 退職者は会社に対して、会社が保有する自己の個人情報などの利用・第三者への提供の停止を求めることが出来る。ただし、会社規則に反する場合、法令に定めがある場合などは個人情報等の利用・第三者への提供の停止を行わないことがある。
- (4) 次のいずれかに該当する場合、退職者は会社の諸制度・サービス等を受けられない場合がある。
- 退職者が、個人情報の提供を行わなかったとき。
 - 退職者が、会社保有の個人データの訂正・削除または個人情報等の利用・第三者への提供の停止を求め、これが実行されたとき。

以上